



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

# 岡山県最低賃金

必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。

地域別最低賃金	効力発生日
時間額 <b>862円</b>	令和3年 10月2日

特定最低賃金	時間額	効力発生日
耐火物製造業	924円	令和元年 12月19日
鉄鋼業	962円	令和元年 12月14日
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	934円	令和元年 12月27日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	878円	令和元年 12月25日
自動車・同附属品製造業	921円	令和元年 12月29日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	954円	令和元年 12月18日
各種商品小売業	880円	令和元年 12月25日

※令和2年度の特定最低賃金の改定はありません。

- 「地域別最低賃金」は、岡山県内で働くすべての労働者に適用されます。
- 表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する「特定最低賃金」が適用されますが、次に掲げる者については、「地域別最低賃金」が適用されます。
  - ① 18歳未満又は65歳以上の者
  - ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの  
なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
  - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 次の賃金は、最低賃金に算入されません。
  - ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
  - ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
  - ③ 臨時に支払われる賃金
  - ④ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金



岡山県マスコット「ももっち・うらっちと仲間たち」

## 労働条件

相談ほっとライン ※相談時間：平日夜間・土日

はい！ ろうどう

0120-811-610

労働者の方、事業主の方、  
労働条件でお悩みの方！お電話ください

- ・残業がきつい！ ・有給がとれない
- ・残業手当の計算方法がわからない
- ・労働条件の通知って必要なの？ などなど！

## 賃金引上げ

## 支援対策

- ◎ 「働き方改革」無料相談  
岡山働き方改革推進支援センター ☎0120-947-188
- 業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金  
問合せ先：岡山労働局雇用環境・均等室 ☎086-224-7639
- キャリアアップ助成金・人材確保等支援助成金  
問合せ先：岡山労働局職業安定部職業対策課 ☎086-801-5107

岡山労働局 賃金室  
Tel.086-225-2014

岡山労働基準監督署  
Tel.086-225-0591

倉敷労働基準監督署  
Tel.086-422-8177

津山労働基準監督署  
Tel.0868-22-7157

笠岡労働基準監督署  
Tel.0865-62-4196

和気労働基準監督署  
Tel.0869-93-1358

新見労働基準監督署  
Tel.0867-72-1136